

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索 （サーチ／スカウト）	着手金 0 円 活動 1 日あたり 0 円 （または、活動 1 時間あたり 0 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (再就職支援)	着手金	<u>0</u> 円
	相談・助言終了時	<u>0</u> 円
	成功報酬	<u>0</u> 円
	手数料負担者は 関係雇用主 とします。	

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度について

求職者が入社後、求職者本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合は、以下の条件で手数料の一部を返戻いたします(アルバイト・パートは対象外とさせていただきます)。

- ・入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合……………手数料の 50%
- ・入社後 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合…手数料の 30%
- ・入社後 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合…手数料の 20%

許可番号 23—ユ—302947

事業所の名称及び所在地 平成国際教育開発有限会社

愛知県名古屋市中区新栄 1－30－3